

浄化槽法第7条の設置後等の水質検査

- 法律により浄化槽管理者に義務付けられた検査で、浄化槽の使用開始後3カ月を経過した日から5カ月の間に実施しなければなりません。
- 浄化槽が適正に設計、施工され、所定の機能を発揮しているか否かを検査します。
- 検査の料金は、次のとおり定められています。

人槽 処理方法	5～10	11～20	21～50	51～200	201～500	501以上
合併処理	9,650円	11,650円	15,180円	23,210円	30,240円	36,380円

- 検査は群馬県知事の指定を受けた公益財団法人群馬県環境検査事業団が実施します。
浄化槽管理者（使用者等）が直接お申込みください。

申込み先：公益財団法人群馬県環境検査事業団
住所：前橋市大手町三丁目9-16
電話：027-280-5222